

第5章 「拡大教科書」の教育効果と取組の変化

1. 拡大教科書の効果的な活用法の事例

(1) はじめに

拡大教科書の使用状況及び拡大教科書の評価に関する実態調査の対象校は、便宜的に盲学校と小・中学校としているが、実際には送付先一覧に、数校の養護学校や聾学校も含まれていた。

そこで、本プロジェクト研究の目的の1つである、他の障害のある児童生徒への活用の可能性を探る手掛かりとするために、実際に拡大教科書を使用して学習を進めている養護学校の1つを訪問し、その使用状況等を調査した。

ここでは、学校訪問を通して把握した授業での使用の状況、学級担任等に対する聞き取り調査を行った結果を事例として紹介する。

なお、個人情報保護の観点から、ここで紹介する事例については在籍校や個人が特定される情報は極力排除しながら記述することを付記しておく。

(2) 事例の実態

以下に、該当生徒の実態を示す。

- ① 在籍校 知的障害養護学校
- ② 学 年 中学部2年
- ③ 主障害 脳性麻痺（アテトーゼ型）
- ④ その他 外斜視、アレルギー性結膜炎
視力は、裸眼で0.1程度で、眼鏡使用で0.3程度と推察される
教育課程は下学年適用で、文章理解につまずきがみられる
進路希望は養護学校高等部

(3) 拡大教科書の使用状況

① 国語・数学

予習や復習など家庭学習において独力で拡大教科書を使用しながら学習を行うことができる。特に数学の授業では、公式の確認や題材のまとめ等、節目の場面で活用している。

② 歴史

郷土についての学習や身近な題材を学習する場合を除いて、基本的に毎時間拡大教科書を使用していた。

③ 理科

従前は実験を中心に授業を進めていたために、授業中は教科書を使用することはあまりなかったが、拡大教科書を使用するようになってからは、実験後の確認を行ったり、家庭においては自ら拡大教科書を開いて学習するようになった。

④ 英語

拡大教科書の中でも最も積極的に使用しているのが英語の教科書であり、ほぼ毎時間使用している。読むことを中心に学習を進めているが、当該生徒の障害の状態や特性等から、十分に活用することができている。

理科の拡大教科書を使用して学習している場面、同様に、数学の教科書を使用して学習している場面として、写真5-1、写真5-2をそれぞれ示す。



写真5-1 理科の拡大教科書を使用している学習場面



写真5-2 数学の拡大教科書を使用している学習場面

(3) 学級担任の聞き取り調査から

- ・ 拡大教科書は当該生徒の障害の能力や特性から、独力で読む教科書として適していると考えている。
- ・ 本人は拡大教科書を使用して学習することに喜びを感じており、それが毎日の学習意欲へとつながっているようである。
- ・ 特に理科の学習は、以前は苦手な学習であったが、拡大教科書を使用するようになってから、拡大教科書に従い学習した内容を順を追って確認しながら学習を進めたり、教科書の内容をもとにノートを整理したりするなど、有効に活用している。このような学習活動を通して、いわゆる「理科嫌い」を克服することができたようである。
- ・ リング製本になっているために、片手でページを押さえておかなくても容易にページめくりができています。
- ・ また、教科書を机の上に置いた場合、開いたページの上に手を添えておかなくても紙面が平らになり、そのような点も当該生徒のように肢体不自由があっても独力で扱うことができ、積極的に拡大教科書を使用する動機付けとなっている。

(4) 他の障害のある児童生徒の活用の可能性

当研究所で発行している社会・理科の拡大教科書は、盲学校に在籍している児童生徒の中で、最も多数が在籍している視力値である0.1程度の視力で、楽に読むことができるフォントサイズを用いている。その他、小さな図表や写真を適当な大きさに拡大するとともに、補助線を付ける、明度差を付けた配色にする、不必要なノイズの除去などの処理を施すことにより、さらに、大きさや体裁なども含めて弱視の児童生徒にとって使用しやすい教科書となっている。しかし、このような配慮は弱視の児童生徒にとってのみ、有益な訳ではないと考える。

上述したように、肢体不自由のある児童生徒にとっても十分に利用価値があることが分かった。また、知的障害や学習障害など、他の障害のある児童生徒にとっても、その使用が可能か否かの検証を行う価値は充分にあるものとする。実際、今回回答をいただいた、ある小学校の担

任教師からは、識字障害のある児童にとって、学習の動機付けを図る上で大変有効であったという意見もいただいている。

今後は、このような意見を踏まえて、他の障害のある児童生徒に対して、拡大教科書を実際に使用してもらい、その有効性を検証していくこと、さらに、有効性を検証するための定量的な評価法を検討することが必要であると考えます。

参考資料として、以下に事例として紹介した生徒の学級担任のコラムを掲載する。

拡大教科書を使用している生徒について

中学部2年の生徒Aさんの主障害は脳性マヒ（アテトーゼ型）です。身体全体に緊張や不随意的な運動が見られます。視覚の部分では、外斜視と軽度のアレルギー性結膜炎を指摘されています。また、視力が悪いため眼鏡をかけていても小さい文字を読むことは困難です。

Aさんが教科書を使って学習しているものには、国語、数学、理科、社会、英語があります。教科書によって教科書の活用の仕方は様々ですが、どの学習でも教科書の内容をもとに指導にあたっています。

私が初めてAさんの国語と数学を担当したのは昨年度でした。Aさんの実態では、自分で読むものとして使うという点では文字が大きい拡大教科書はとても便利です。しかし、実際の授業を行う上では他の教材や教具も含めて机上のものを操作したり、実際に書き込んだりするなど、活用することそのものに多少のデメリットも生じます。そのため、そのような時はさまざまな補助具等の工夫を加えて使用しています。工夫に限界を感じた時は、教科書の内容をプリント等に置きかえることもあります。しかしAさんは、自分が教科書を使って学習しているということに喜びを感じています。そしてそれが学習への意欲となっているようです。

今年度の初め、Aさんは理科嫌いに苦しんでいました。自分が今学習しているのがどの単元のどの内容であるのかについて、全く答えられない状況でした。「何をやっているのかよくわからないけど実験をした。」「何となく授業はおもしろかった。」などと話していました。Aさんは、ものごとを頭の中で整理したり、一度得た知識を再度選んで活用することが苦手です。その当時、理科では教科書を使わずに実験等を中心とした授業を行っていました。しかし、しっかりと教科書の順を追って学習を進めたり、教科書をもとにノートを作成したりすることで、理科嫌いは克服されていきました。授業の課程で教科書を使わなかったとしても、自分が今学習している内容が、教科書のどの単元のどの段階であるのかを知っておくことで、わからなくなったときに必ず教科書に戻ればその答えが整理されています。そして、そのときにそれが拡大教科書であれば、指導者の援助がなくても自分で読むことができます。Aさんにとって、自分が教科書を持っていて、自分で使えるということが何よりのメリットであると私は考えます。教科の内容を十分に理解できるお子さんに対して、教科書や指導書に準ずる授業をしっかりと提供するということが、私たちの努めであると私は考えるようになりました。

拡大教科書は、肢体不自由のお子さんにとっての困難を改善するものというよりは、Aさんのケースのように、視覚的な部分で助けとなるほうが大きなメリットであると思います。しかし、社会や理科の教科書のように、リングで製本されてあるものについては、片手で押さえなくても簡単に教科書を開くことができるため、肢体不自由のお子さんにとってありがたい配慮であると思います。Aさんも、それについては実感しているようです。今後、肢体不自由の（特に両手の操作性に困難を抱える）お子さんにとって使いやすい教科書が作られていくことを願っています。例えば紙が破れにくい等の少しの配慮でも肢体不自由のお子さんにとっては大きな配慮になるのではないかと思います。

2. 拡大教科書活用の広がり取組

(1) 拡大教科書をめぐる環境の変化

弱視児童生徒のための拡大教科書の編集や活用については、ここ数年内で、著作権法の改正や無償給与の方法等で大きな変化がみられた。

拡大教科書は、従来から、特殊教育諸学校（盲学校等）や特殊学級（弱視特殊学級）において、いわゆる「107条図書」として採択された場合、教科書無償給与制度で、検定教科書に代えて無償給与されてきたが、平成16年度からは、通常の小・中学校の通常の学級に在籍している弱視児童生徒にも、学校の設置者が使用を認めた場合、検定教科書に代えて無償給与されるようになった。文部科学省の報告（初中教育ニュース第38号）によると、平成17年度には、全国で約600名の子どもたちに、約9,000冊の「拡大教科書」が無償給与されている。

また、拡大教科書を作成する場合、課題となっていた教科書の著作権の許諾については、平成15年6月の著作権法の改正により、拡大教科書作成においては、検定教科書の作成の際と同様に著作者の許諾を得ることなく作成できるようになった（平成16年1月1日施行）。この著作権法の改正により、拡大教科書作成ボランティアの場合は、教科書協会にFAXで通知すれば、著作者に許諾を得なくても製作作業に取りかけられるようになり、出版社の場合は、文化庁長官が定めた補償金を支払わなければならないものの、著作者の許諾を得るということは免除されている。

平成18年度の場合、拡大教科書製作会社から発行されている拡大教科書は表5-1のようになっている。この中で当研究所が編集し、キューズ社が発行した小学校及び中学校社会・理科の拡大教科書の発行総数は1,822冊となっており、最も多いのは中学理科1分野上の75冊、最も少ないのは中学理科1分野下の27冊と活用のバラツキがあるものの平均的には各教科55冊程度が活用されている状況となっている（表5-2）。また、大活字社が発行している算数・数学、英語については、総計で968冊になっている。

表5-1 拡大教科書製作会社から発行されている「拡大教科書」一覧

		拡大教科書					原本教科書 (発行所)	
科目	教科書名	冊数	文字サイズ	字体	出版社・連絡先			
小学校	国語	こくご 二年(上)たんぼぼ,(下)赤とんぼ	2	26P	ゴシック	光村図書 TEL03-3493-2111	こくご 二年(上),(下) (光村図書)	
		国語 三年 (上)わかば,(下)あおぞら	2	22P	ゴシック	光村図書 TEL03-3493-2111	国語 三年(上),(下) (光村図書)	
		国語 四年(上)かがやき,(下)はばたき	2	22P	ゴシック	光村図書 TEL03-3493-2111	国語 四年(上),(下) (光村図書)	
		国語 五年(上)銀河,(下)大地	2	22P	ゴシック	光村図書 TEL03-3493-2111	国語 五年(上),(下) (光村図書)	
		国語 六年 (上)創造,(下)希望	2	22P	ゴシック	光村図書 TEL03-3493-2111	国語 六年(上),(下) (光村図書)	
	算数	新しい算数 3上,3下	2	18・22・ 26P	丸ゴシック	大活字 TEL03-5282-4361	新しい算数 3上,3下 (東京書籍)	
		新しい算数 4上,4下	2	18・22・ 26P	丸ゴシック	大活字 TEL03-5282-4361	新しい算数 4上,4下 (東京書籍)	
		新しい算数 5上,5下	2	18・22・ 26P	丸ゴシック	大活字 TEL03-5282-4361	新しい算数 5上,5下 (東京書籍)	
		新しい算数 6上,6下	2	18・22・ 26P	丸ゴシック	大活字 TEL03-5282-4361	新しい算数 6上,6下 (東京書籍)	
	社会	新しい社会 3・4上,3・4下	2	26P	丸ゴシック	キューズ TEL03-3358-1049	新しい社会 3・4上,3・4 下 (東京書籍)	
		新しい社会 5上,5下	2	22P	丸ゴシック	キューズ TEL03-3358-1049	新しい社会 5上,5下 (東京書籍)	
		新しい社会 6上,6下	2	22P	丸ゴシック	キューズ TEL03-3358-1049	新しい社会 6上,6下 (東京書籍)	
	理科	新しい理科 3年	1	26P	丸ゴシック	キューズ TEL03-3358-1049	新しい理科 3年 (東京書籍)	
		新しい理科 4年上,4年下	2	22P	丸ゴシック	キューズ TEL03-3358-1049	新しい理科 4上,4下 (東京書籍)	
		新しい理科 5年上,5年下	2	22P	丸ゴシック	キューズ TEL03-3358-1049	新しい理科 5上,5下 (東京書籍)	
		新しい理科 6上,6下	2	22P	丸ゴシック	キューズ TEL03-3358-1049	新しい理科 6上,6下 (東京書籍)	
	中学校	国語	国語 1年-1,1年-2,1年-3	3	22P	ゴシック	光村図書 TEL03-3493-2111	国語 1年 (光村図書)
			国語 2年-1,2年-2,2年-3	3	22P	ゴシック	光村図書 TEL03-3493-2111	国語 2年 (光村図書)
			国語 3年-1,3年-2,3年-3	3	22P	ゴシック	光村図書 TEL03-3493-2111	国語 3年 (光村図書)
		数学	新しい数学 1-1,1-2	2	18・22・ 26P	ゴシック	大活字 TEL03-5282-4361	新しい数学 1 (東京書籍)
新しい数学 2-1,2-2			2	22P	ゴシック	大活字 TEL03-5282-4361	新しい数学 2 (東京書籍)	
新しい数学 3-1,3-2			2	22P	ゴシック	大活字 TEL03-5282-4361	新しい数学 3 (東京書籍)	
英語		NEW HORIZON English Course 1 上,1下	2	18・22・ 26P	ゴシック aria1	大活字 TEL03-5282-4361	NEW HORIZON English Course 1 (東京書籍)	
		NEW HORIZON English Course 2 上,2下	2	18・22・ 26P	ゴシック aria1	大活字 TEL03-5282-4361	NEW HORIZON English Course 2 (東京書籍)	
		NEW HORIZON English Course 3 上,3下	2	18・22・ 26P	ゴシック aria1	大活字 TEL03-5282-4361	NEW HORIZON English Course 3 (東京書籍)	
理科 第1分野		新しい科学 1分野上-1,-2,-3 1分野下-1,-2	5	22P	丸ゴシック	キューズ TEL03-3358-1049	新しい科学 1分野 (東京書籍)	
理科 第2分野		新しい科学 2分野上-1,-2,-3 2分野下-1,-2	5	22P	丸ゴシック	キューズ TEL03-3358-1049	新しい科学 2分野 (東京書籍)	
歴史		新しい社会 歴史1,2,3	3	19P	丸ゴシック	キューズ TEL03-3358-1049	新しい社会 歴史 (東京書籍)	
地理		新しい社会 地理1,2,3,4	4	19P	丸ゴシック	キューズ TEL03-3358-1049	新しい社会 地理 (東京書籍)	
公民		新しい社会 公民1,2,3	3	19P	丸ゴシック	キューズ TEL03-3358-1049	新しい社会 公民 (東京書籍)	

表5-2-2 平成18年度 社会・理科「拡大教科書」利用数

小 学 校		
小学校	新しい社会3・4上	49冊
小学校	新しい社会3・4下	49冊
小学校	新しい社会5上	51冊
小学校	新しい社会5下	51冊
小学校	新しい社会6上	56冊
小学校	新しい社会6下	56冊
小学校	新しい理科3	41冊
小学校	新しい理科4上	39冊
小学校	新しい理科4下	39冊
小学校	新しい理科5上	53冊
小学校	新しい理科5下	53冊
小学校	新しい理科6上	47冊
小学校	新しい理科6下	46冊
中 学 校		
(新編)	新しい社会 地理-1	66冊
(新編)	新しい社会 地理-2	66冊
(新編)	新しい社会 地理-3	66冊
(新編)	新しい社会 地理-4	66冊
(新編)	新しい社会 歴史-1	63冊
(新編)	新しい社会 歴史-2	63冊
(新編)	新しい社会 歴史-3	63冊
(新編)	新しい社会 公民-1	62冊
(新編)	新しい社会 公民-2	62冊
(新編)	新しい社会 公民-3	62冊
(新編)	新しい科学1分野上-1	75冊
(新編)	新しい科学1分野上-2	75冊
(新編)	新しい科学1分野上-3	75冊
(新編)	新しい科学1分野下-1	27冊
(新編)	新しい科学1分野下-2	27冊
(新編)	新しい科学2分野上-1	74冊
(新編)	新しい科学2分野上-2	74冊
(新編)	新しい科学2分野上-3	74冊
(新編)	新しい科学2分野下-1	26冊
(新編)	新しい科学2分野下-2	26冊
合 計		1822冊

(2) 拡大教科書申請の手続き

前述のように、盲学校や弱視特殊学級在籍の弱視児童生徒には、「107条図書」として給与されていた拡大教科書が、平成16年度から「拡大教科書」の無償給与実施要項が定められ、通常の小・中学校に在籍する弱視児童生徒に対しても無償給与がスタートした（平成16年4月1日、16文科諸第46号）。この通知によると、給与対象者や手続き等は以下のようになっている。

- 給与対象者：「国立大学法人・公・私立の小・中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）

に在籍する者（学校教育法第75条に規定する特殊学級に在籍する者を除く。）であって、視覚障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に規定する「盲者」又は「障害のある児童生徒の就学について」（平成14年5月27日付14文科初等第291号文部科学省初等中等教育局長通達）に定める「弱視者」に相当する児童生徒及びこれらに準ずる程度の視覚に障害のある児童生徒のうち、他の児童生徒に比べて通常の検定教科書の文字、図形等の視覚による認識に相当程度の時間を要する等学習に困難を来す者であって、拡大教科書を使用することが教育上適当であると所管の教育委員会（国大学法人・私立の学校にあつては学校長。以下「教育委員会等」という。）が認めた者とする。ただし、眼鏡等で視力を矯正しうる者を除く。

○ 給与申請手続き等

- ① 教育委員会等は、域内の小・中学校に給与対象者が在籍する場合には、別紙様式1の「〔拡大教科書〕需要数報告書」により、給与対象者数、給与拡大教科書の種類及び冊数、拡大教科書発行者名等の必要事項を記入し、所定の期日までに都道府県教育委員会に提出する。
- ② 都道府県教育委員会は、教育委員会等から提出された別紙様式1について、別紙様式2の「〔拡大教科書〕需要数集計報告書」により取りまとめの上、教育委員会等から提出された別紙様式1と併せて、所定の期日までに文部科学省教科書課に提出する。
- ③ 文部科学省は、別紙様式1に記載された拡大教科書発行者と「拡大教科書購入契約」を締結し、当該発行者より購入した拡大教科書を給与対象者が在籍する学校の設置者に無償で給付し、当該学校の設置者は、国から給付された拡大教科書を給与対象者に無償で給与する。

つまり、視覚に障害のある児童生徒のうち、拡大教科書を使用することが教育上適当であると所管の教育委員会等が認めた者に、在籍する学校や市町村教育委員会（実施機関）が所定の手続きを取り、都道府県教育委員会が取りまとめた上、文部科学省に報告することで、無償給与されることになっている。そのながれを示したのが図5—1である。

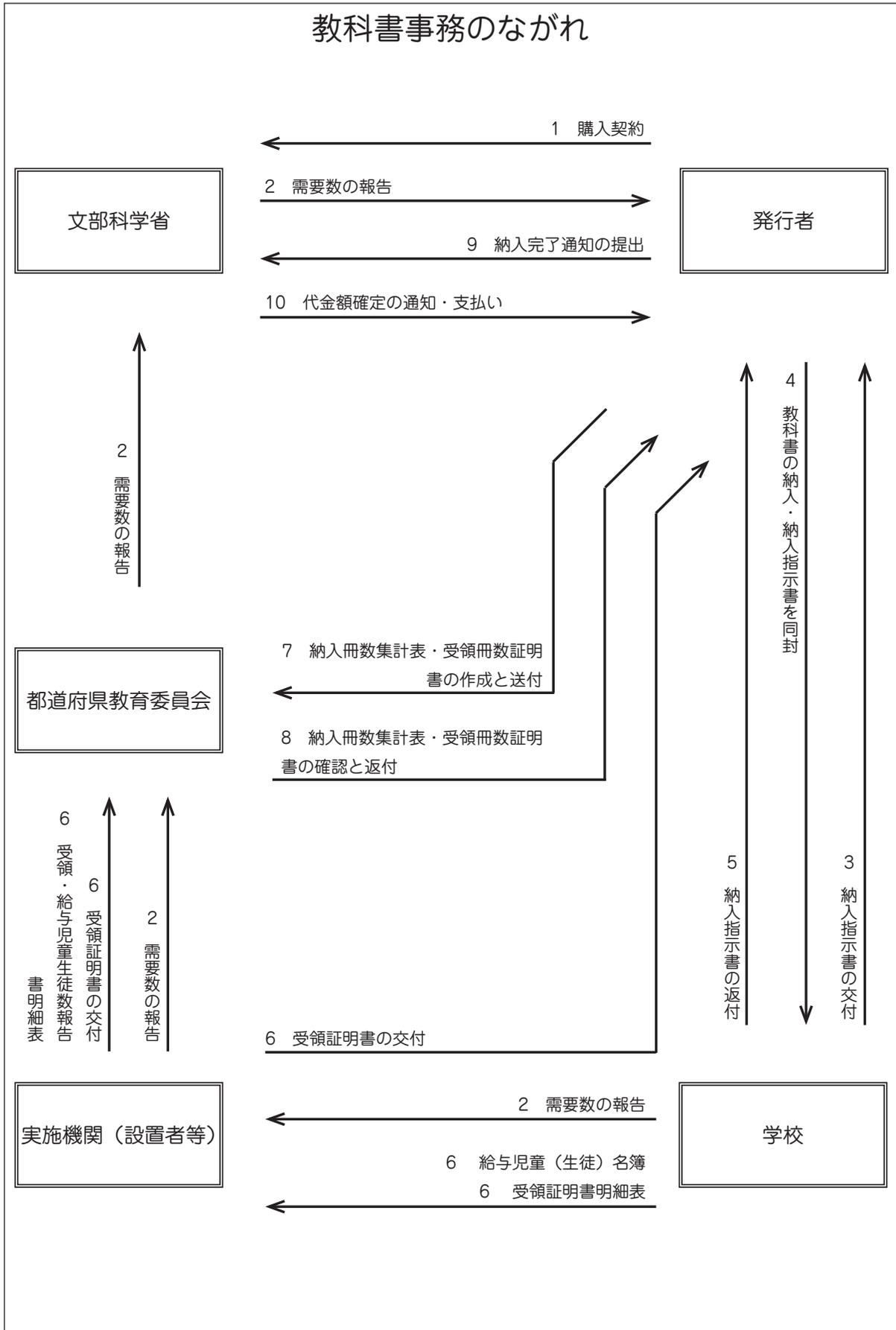


図5-1 拡大教科書申請事務のながれ

(3) 拡大教科書に関する相談窓口の設置

上記のように、文部科学省では、平成16年度から、視覚に障害のある児童生徒の教育条件の改善に資することを目的として、通常の学級に在籍する視覚に障害のある児童生徒に対して、その障害の程度に応じて検定教科書の文字等を拡大提示した「拡大教科書」を検定教科書に代えて無償給与する制度が実施されてきた。

しかしながら、教育委員会等や学校関係者においては、この制度に対する周知や理解が必ずしも十分になされてきたとはいえ、このため文部科学省としては、教育委員会及び学校関係者が「拡大教科書」に関する理解を深めると共に、「拡大教科書」を必要としている児童生徒や保護者並びに「拡大教科書」を製作するボランティアからの相談や情報の提供依頼などに対応する体制として「拡大教科書相談窓口」を設置する依頼を、各都道府県教育委員会に要請した（平成18年8月、18初教科第16号）。

「拡大教科書相談窓口」の業務としては、以下のようなことを要請し、実施するように依頼している。

- ア 「拡大教科書」の無償給与制度に関する相談業務と情報提供
- イ 「拡大教科書」の政策に関する相談業務と情報提供
- ウ 「拡大教科書」に関する各種情報の収集
- エ 県内の「拡大教科書」製作ボランティア団体等の紹介

この結果、参考資料にあるように、ほぼ全ての都道府県教育委員会に「拡大教科書相談窓口」が設置されている（巻末参考資料参照）。

一方、視覚障害児童生徒に対する地域支援を行うセンター的機能として、全国の盲学校が担っているが、拡大教科書に関しては、平成17年度から、全国盲学校長会の下に「拡大教科書に関するネットワーク」が組織され、拡大教科書に関する情報提供やボランティア団体で組織している「全国拡大教材製作協議会」との連絡調整などを行っている。

(4) 各教科書発行者への要請と取り組み

第164回国会の「学校教育法等の一部を改正する法律案」の審議において、参議院や衆議院の委員会で、「教科書発行者や拡大教材製作会社から発行される拡大教科書が少なく、多くがボランティア団体によって製作されている現状を改善すべきである都の指摘や、提供されるデジタルデータの種類が少なくその内容も十分ではない」との指摘がなされ、さらにこの法律案の採決に当たり「視覚障害者への拡大教科書の普及充実を図ること」との付帯決議がなされた。

文部科学省では、小坂憲次文部科学大臣から、各教科書発行者代表者に対し「拡大教科書の発行についてご検討を頂くとともに、拡大教科書を発行しない場合はデジタルデータを積極的に提供して頂くなど最大限の取り組みをお願いいたします。」（平成18年7月22日付）という書簡が出された。

また、銭谷文部科学省初等中等教育局長からは、社団法人教科書協会宛に「「拡大教科書」の発行と教科書のデジタルデータの提供について（通知）」（平成18年8月3日付）が送付され、小坂文部科学大臣の書簡の通知に加えて、教科書協会の「著作権専門委員会」で始められている、デジタルデータの提供に関する検討や、同じく「拡大教科書ワーキンググループ」において検討が始められている、教科書発行者の「拡大教科書」の発行に関する最大限の取り組みを重ねて要

請している。

これを受けて、教科書発行者の一つである「学校図書」では、平成19年度使用の中学国語について、拡大教科書の作成・発行を予定している。学校図書が発行する中学国語の拡大教科書は、A 5版の検定教科書をA 4版（1.4倍）に拡大したものである。外見上は、単純に1.4倍にした拡大教科書に見えるが、文字はやや太めの活字になっており、絵や写真も拡大するため、版組を新たに作り直して作成している。また、文字や図版を拡大するので、著作権者への補償金の支払いが必要になるなど、発行者で教科書を拡大・製作するにも幾つかの問題があり、それらの課題に対する検討が今後も必要であろう。

しかしながら、教科書発行者自らが、拡大教科書発行に取り組んだことは、大きな意義があるものであり、今後の拡大教科書作成・発行に期待したい。

このように、ここ数年の間で、拡大教科書を取り巻く環境は大きく前進してきている。